

◆ 市民税・県民税申告書の書き方 所得控除編 (平成30年度分) ◆

雑 損 控 除

あなたが所有する日常生活に必要な住宅家財等（住宅、家具、衣類、現金などの資産）や、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族で、その年中の総所得金額等の合計額が38万円以下の方が所有する資産について、災害、盗難又は横領によって損害を受けた場合。（災害関連支出による領収書の添付又は提示が必要）

控除額：次のうち、いずれか多い方の金額

- ①（損失の金額－保険金等による補填額）－（総所得金額等の合計額×10%）
- ② 損失の金額のうち災害関連支出の金額－5万円

医 療 費 控 除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合。
（医療費控除の明細書の添付が必要、医療費通知の添付でも可、医療費の領収書等は5年間保管が必要）

控除額：（支払った医療費－保険金等による補填額）－
（最高限度額200万円）

「該当年分の総所得金額等の合計額の5%」と
「10万円」のいずれか少ない方の金額

社 会 保 険 料 控 除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料を支払ったり、又は給与等から差し引かれたりした場合。（領収書や証明書の添付又は提示が必要）

※ 社会保険料は次のような保険料又は共済掛金です。

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険及び介護保険（年金から天引きされる保険料は本人のみ、口座振替の場合は口座名義人のみ）、厚生年金保険、国民年金、農業者年金、雇用保険、共済組合掛金等

控除額：支払金額

小規模企業共済等掛金控除

あなたが小規模企業共済法に基づく掛金又は確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金若しくは地方公共団体が行う心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合。（支払証明書の添付又は提示が必要）

控除額：支払金額

生命保険料控除

あなたが一定の生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを生命保険料控除といいます。なお、保険期間が5年未満の生命保険などの中には、控除の対象とならないものもありますのでご注意ください。（支払証明書の添付又は提示が必要）

控除額：それぞれ計算式にあてはめて計算した金額の合計額（最高限度額7万円）

生命保険料控除が改組され、介護医療保険料控除が創設されるとともに、各保険料控除の適用限度額も改正されました。現行の生命保険料控除は、「一般の生命保険料控除」および「個人年金保険料控除」の2種類となっており、それぞれ適用限度額は3万5千円、合計適用限度額は7万円となっています。

平成25年度分の市民税・県民税申告分からの改正により、平成24年1月1日以後締結分の生命保険契約等については、新たに「介護医療保険料控除」（介護保障または医療保障を内容とする主契約または特約に係る支払保険料等についての控除）が別枠で設けられ、3種類となり、それぞれ適用限度額は2万8千円、合計適用限度額は7万円となります。

（1）平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除

- ① 平成24年1月1日以後に生命保険会社または損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「新契約」といいます。）のうち、介護医療保険契約等に係る支払保険料等（介護医療保険料）について、介護医療保険料控除（適用限度額は2万8千円）が創設されました。
- ② 新契約に係る一般生命保険料控除および個人年金保険料控除の適用限度額はそれぞれ2万8千円とされました。
- ③ （1）の①および②の各保険料控除の控除額の計算は次の表のとおりです。

支払保険料	控除額
12,000円以下	支払保険料の全額
12,000円超 32,000円以下	支払保険料×1/2+ 6,000円
32,000円超 56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円
56,000円超	28,000円

(2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成23年12月31日以前に生命保険会社または損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「旧契約」といいます。）に係る一般生命保険料控除および個人年金保険料控除の適用限度額は従前どおりそれぞれ3万5千円とされています。各保険料控除の控除額の計算は次の表のとおりです。

支払保険料	控除額
15,000円以下	支払保険料の全額
15,000円超 40,000円以下	支払保険料×1/2+ 7,500円
40,000円超 70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円
70,000円超	35,000円

(3) 新契約（平成24年1月1日以後締結分）と旧契約（平成23年12月31日以前締結分）の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方について、一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、(1)の②および(2)にかかわらず、一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（適用限度額は2万8千円）とされています。

- ① 新契約の支払保険料等については、(1)の③の計算式により計算した金額
 - ② 旧契約の支払保険料等については、(2)の計算式により計算した金額
-

地震保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有する居住用家屋・生活に必要な家財などを保険又は共済の目的とする契約で、かつ地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流出による損害の額を補填する保険金又は共済金が支払われる地震保険契約等に基づく保険料又は掛金を支払った場合。

(保険料の支払証明書の添付又は提示が必要)

【経過措置】

平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については損害保険料控除を適用できる(最高限度額1万円)

(平成19年1月1日以後に保険料が変更となる異動があった場合を除く。)

なお、旧短期損害保険料控除は廃止されました。

(ただし、地震保険料控除とともに適用する場合には、地震保険料控除とあわせて最高限度額は2万5千円です。)

注)「長期損害保険契約等」とは、保険期間又は共済期間が10年以上で、満期返戻金を支払う旨の特約のあるものをいい、「短期損害保険契約等」とは、それ以外のものをいいます。

控除額：地震保険料と旧長期損害保険料の支払保険料を次の計算式にあてはめて計算した金額(最高限度額2万5千円)

(1) 支払地震保険料の2分の1(最高限度額2万5千円)

(2) 支払長期損害保険料	控除額
5,000円以下	支払保険料の全額
5,000円超 15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円
15,000円超	10,000円

(3) 支払地震保険料と支払長期損害保険料がある場合は、地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計(最高限度額2万5千円)

寡婦(寡夫)控除

あなたが寡婦(寡夫)に該当するかどうかは次の表の適用条件によります。

(シングルマザーや未婚の場合は該当しません。)

【寡婦控除の適用条件】 【寡婦（女性）】

事由	扶養状況等	本人の合計所得金額	区分	控除額
離婚	扶養親族（子に限らない）又は生計を一にする子（所得38万円以下・他者の控除対象配偶者や扶養親族とされていない場合）がいる	制限無	寡婦	26万円
	扶養親族（子）がいる	500万円以下	特別寡婦	30万円
		500万円超	寡婦	26万円
無	—	—	—	
死別	扶養親族（子に限らない）又は生計を一にする子（所得38万円以下。他者の控除対象配偶者や扶養親族とされていない場合）がいる	制限無	寡婦	26万円
	扶養親族（子）がいる	500万円以下	特別寡婦	30万円
		500万円超	寡婦	26万円
	無	500万円以下	寡婦	26万円
500万円超		—	—	
生死不明	扶養親族（子に限らない）又は生計を一にする子（所得38万円以下。他者の控除対象配偶者や扶養親族とされていない場合）がいる	制限無	寡婦	26万円
	扶養親族（子）がいる	500万円以下	特別寡婦	30万円
		500万円超	寡婦	26万円
	無	500万円以下	寡婦	26万円
500万円超		—	—	

【寡夫控除の適用条件】 【寡夫（男性）】

事由	扶養状況等	本人の合計所得金額	区分	控除額
離婚	扶養親族（子以外）がいる又は無	—	—	—
死別	扶養親族（子）又は生計を一にする子（所得38万円以下・他者の控除対象配偶者や扶養親族とされていない場合）がいる	500万円以下	寡夫	26万円
生死不明		500万円超	—	—

控除額：26万円（特別寡婦は30万円「寡婦に該当し、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下。」）

障害者控除

あなた又はあなたの控除対象配偶者や扶養親族が障害者に該当する場合。

1 障害者とは次のような心身に障害のある人をいう。

- ① 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人
- ② 児童相談所、精神保健福祉センター、知的障害者更生相談所若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ④ 身体障害者手帳に身体上の障害がある旨の記載がされている人
- ⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている人
- ⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項（認定）の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人
- ⑦ 常に就床を要し複雑な介護を要する人
- ⑧ 精神や身体に障害のある年齢65歳以上の人で、その障害の程度が上記①、②及び④に掲げる者に準ずるものとして市長等の認定を受けている人

2 特別障害者とは、障害者のうち精神又は身体に重度の障害がある人で次の人をいう。

- ① 上記1の①に当たる人
- ② 児童相談所、精神保健福祉センター、知的障害者更生相談所若しくは精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた人
- ③ 上記1の③に当たる人のうち、精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が1級である者として記載されている人
- ④ 身体障害者手帳に記載されている身体上の障害の程度が1級又は2級である人
- ⑤ 戦傷病者手帳に記載されている障害の程度が恩給法別表第一号表ノ2に定める特別項症から第3項症までである人
- ⑥ 上記1の⑥、⑦に当たる人
- ⑦ 上記1の⑧に掲げる人のうちその障害の程度が①、②及び④に掲げる者に準ずるものとして市長等の認定を受けている人

■年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳未満の人）が障害者控除に該当する場合は控除の対象となります。

同居特別障害者とは、控除対象配偶者または扶養親族のうち、特別障害者に該当する人であなた又はあなたの配偶者若しくはあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。

控除額：障害者1人について26万円（特別障害者の場合は30万円）（同居特別障害者の場合 53万円）

勤労学生控除

あなたが学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒又は児童や、国、地方公共団体又は私立学校法に規定する学校法人、私立の専修学校又は各種学校若しくはこれらに準ずる法人が設置した専修学校又は各種学校の生徒等や、職業訓練法人の行う職業能力開発促進法に規定する認定職業訓練を受ける人で規定の課程を履修した人で、勤労による事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（給与所得等）があり、合計所得金額が65万円以下で、かつ給与所得等以外の所得が10万円以下である場合。

（勤労学生である証明書の添付又は提示が必要（学生証・在学証明書））

控除額：26万円

扶養控除

あなたが扶養親族を有する場合。

扶養親族とは、あなたと生計を一にする親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）及び児童福祉法の規定により里親に委託された児童及び老人福祉法の規定により養護受託者に委託された老人で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます。

特定扶養親族とは、扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人をいいます。

老人扶養親族とは、扶養親族のうち、年齢70歳以上の人をいいます。

同居老親扶養親族とは、老人扶養親族のうち、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、かつ、あなた又はあなたの配偶者のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。

これらの判定は、いずれも12月31日（年の中で死亡された人については死亡した日）現在で行います。

なお、他の人の扶養親族となっている人、青色事業専従者給与を受けている人及び事業専従者控除の適用を受ける人は、控除の対象になりません。

■年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳未満の人）が扶養親族になる場合は年少扶養親族としての申告が必要です。

控除額：①	一般扶養親族1人	（年齢16歳以上19歳未満および年齢23歳以上70歳未満）	33万円
②	特定扶養親族1人	（年齢19歳以上23歳未満）	45万円
③	老人扶養親族1人	（年齢70歳以上）	38万円
④	同居老親等扶養親族1人	（年齢70歳以上）	45万円

配偶者控除

あなたが控除対象配偶者（妻又は夫）を有する場合。

控除対象配偶者とは、あなたと生計を一にする人で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます。（内縁関係の人は含まれません。）

老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の人をいいます。

これらの判定は、いずれも12月31日（年の中で死亡された人については死亡した日）現在で行います。

なお、他の人の控除対象配偶者となっている人、青色事業専従者給与を受けている人及び事業専従者控除の適用を受ける人は、控除の

対象になりません。

- 控除額：① 一般の控除対象配偶者 33万円
② 老人控除対象配偶者 38万円

配偶者特別控除

あなたが生計を一にする配偶者（他の納税義務者の扶養親族とされる人並びに青色事業専従者給与の支払を受ける人及び白色事業専従者に該当する人を除く。）で控除対象配偶者に該当しない場合には次表の合計所得金額の区別に控除が適用されます。

ただし、納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超えている場合及び控除対象としようとする配偶者自身が納税義務者としてこの控除の適用を受けている場合は適用されません。

	配偶者の合計所得金額	控除額
控 除 額	38万円超 45万円未満	33万円
	45万円以上 50万円未満	31万円
	50万円以上 55万円未満	26万円
	55万円以上 60万円未満	21万円
	60万円以上 65万円未満	16万円
	65万円以上 70万円未満	11万円
	70万円以上 75万円未満	6万円
	75万円以上 76万円未満	3万円
	76万円以上	0円

基礎控除 控除額：33万円

◆申告書裏面 寄附金に関する事項

寄附金税額控除 あなたが国又は地方公共団体、県共同募金会、日本赤十字社県支部及び、県が条例で指定した対象団体等に対し、政令で定める一定の寄附金を支出した場合、その金額を記載してください。（領収書や証明書の添付又は提示が必要）